

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

◆基本事項

地震編 第4章 第1節の「◆基本事項」を準用する。

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

地震編 第4章 第1節 第1の「災害復旧・復興の基本方向の決定等」を準用する。

第2 災害復旧計画

地震編 第4章 第1節 第2の「災害復旧計画」を準用する。

第3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、県及び市は被災後、必要に応じて速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

地震編 第4章 第1節 第3の「1 復興計画の基本方針」を準用する。

2 復興計画の策定

地震編 第4章 第1節 第3の「2 復興計画の策定」を準用する。

3 復興事業の実施

地震編 第4章 第1節 第3の「3 復興事業の実施」を準用する。

第4 災害復興基金の設立等

地震編 第4章 第1節 第4の「災害復興基金の設立等」を準用する。

第5 復興組織体制の整備

地震編 第4章 第1節 第5の「復興組織体制の整備」を準用する。

第2節 生活再建制度

生活再建制度については、地震編 第4章「第2節 生活再建制度」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

住宅復旧支援については、地震編 第4章「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

産業復興支援については、地震編 第4章「第4節 産業復興支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

都市基盤の復興対策については、地震編 第4章「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

義援金の受入れ、配分については、地震編 第4章「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

激甚災害の指定については、地震編 第4章「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 大規模災害対応の検証

大規模災害対応の検証については、地震編 第4章「第8節 大規模災害対応の検証」を準用する。

